

大分市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）

1 趣旨

この要領は、本市が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設コンサルタント業務等（建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に係る要件設定型一般競争入札（あらかじめ設定された要件に該当し、入札参加資格を有する者が参加できる一般競争入札をいう。第17項を除き、以下「入札」という。）の電子入札による実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (2) 電子入札システム 本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して調達業務を実施するためのシステムをいう。
- (3) 電子閲覧 設計図書等を電子入札システムにおいて閲覧又は取得することをいう。
- (4) 電子データ 設計図書等を電子化したものをいう。

3 対象建設工事等

この要領による入札の対象となる建設工事等（以下「対象建設工事等」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、災害復旧等のため、緊急又は短期間に完成する必要がある建設工事等については、この限りでない。

- (1) 設計金額が2,500万円以上の建設工事等（大分市建設工事入札参加者等指名審査会規程（昭和52年大分市訓令第11号）の規定により設置される大分市建設工事入札参加者等指名審査会（以下「指名審査会」という。）が、その内容、規模等によりこの要領による入札に付することが適当でないと判断した場合を除く。）
- (2) 設計金額が2,500万円未満の建設工事等であつて、契約担当者が、その内容、規模等によりこの要領による入札に付することが適当であると認めた建設工事等

4 競争参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 対象建設工事等のうち、建設工事の場合にあつては大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1616号）の規定により、建設コンサルタント業務等の場合にあつては大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1700号）の規定によりそれぞれ入札参加資格の認定を受けている者であること。

- (3) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成１２年大分市告示第４７７号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成２４年大分市告示第３７７号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 開札予定日以前３月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (7) 対象建設工事等（建設工事に係る部分に限る。第９号において同じ。）の業種に係る建設業法に基づく経営事項審査結果の総合点数が、一定の点数以上であること。
- (8) 対象建設工事等と同種で、かつ、同規模以上の建設工事等の履行実績があること。
- (9) 対象建設工事等に配置する主任技術者、監理技術者、照査技術者等が適正であること。
- (10) 対象建設工事等の業種について、建設業法に基づく特定建設業の許可を有する者であること。
- (11) 本市の区域内に本店、支店等があること。
- (12) その他競争参加資格委員会が必要と認める事項を満たしていること。

5 競争参加資格の決定

競争参加資格については、対象建設工事等ごとに、次項に規定する競争参加資格委員会で決定する。ただし、設計金額が５，０００万円以下の対象建設工事等については、契約担当者が決定することができる。

6 競争参加資格委員会

- (1) 次に掲げる事項を決定し、又は審査するため、競争参加資格委員会（以下「資格委員会」という。）を設置する。ただし、ア及びイに掲げる事項については、設計金額が５，０００万円以下の対象建設工事等を除く。
 - ア 競争参加資格に関する事項
 - イ 入札への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）の競争参加資格の有無の確認
 - ウ その他必要と認める事項
- (2) 資格委員会の委員長は指名審査会の会長を、委員は指名審査会の委員をもって充てる。

7 入札の公告等

- (1) 契約担当者は、対象建設工事等を電子入札により執行しようとする場合は、大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号。以下「規則」という。）第25条第1号から第9号までに掲げる事項のほか、同条第10号の規定により、次に掲げる事項を公告するものとする。
 - ア 入札書その他電子入札に必要な書類（以下「入札書等」という。）の提出方法
 - イ 予定価格
 - ウ 入札回数
 - エ 開札の立会い
 - オ その他契約担当者が必要と認める事項
- (2) 前号の規定による公告は、標準入札公告の例によるものとする。

8 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- (1) 契約担当者は、競争参加資格の有無を確認するため、参加希望者から所定の期限までに、競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格を確認する資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。
- (2) 申請書及び資料は、参加希望者が原則として電子入札システムにより提出するものとする。
- (3) 第1号の期限までに申請書及び資料を提出しない者又は契約担当者が競争参加資格がないと認める者は、当該入札に参加することができないものとする。
- (4) 申請書及び資料の提出期限は、原則として入札書受付締切日の2日前とする。
- (5) 申請書及び資料の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。
 - イ 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に使用しない。
 - ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - エ 提出期限後における申請書及び資料の差替え及び再提出は、これを認めない。

9 資料の種類及び内容

資料の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 競争参加資格状況表（様式第2号） 第4項各号において設定した競争参加資格の状況
- (2) 履行実績（様式第3号） 第4項第7号に規定する建設工事等の履行実績
- (3) 配置予定の技術者の資格・建設工事等経験（様式第4号） 第4項第8号に規定する主任技術者等の資格及びこれらの者の同種の建設工事等の経験
- (4) その他契約担当者が必要と認めるもの

10 設計図書等の閲覧等

- (1) 設計図書（図面、特記仕様書、工事数量総括表（建築工事を除く。）及び現場説明書等をいう。以下同じ。）及び設計参考資料（以下「設計図書等」という。）は、原則として、電子閲覧に供するものとする。
- (2) 前号の規定による電子閲覧は、原則として公告後速やかに開始するものとし、入札書受付締切日まで行うものとする。

- (3) 質問書の提出は、契約監理課に持参することにより行うものとする。
- (4) 質問書の提出期間は、原則として、電子閲覧を開始した日の翌日から開札予定日の 5 日（大分市の休日を定める条例（平成元年大分市条例第 13 号）第 1 条第 1 項に規定する市の 休日（以下「休日」という。）を除く。）前までとする。
- (5) 設計図書等に対する質問書の提出があった場合は、原則として、その質問に対する回答書の閲覧を電子入札システムにおいて行い、質問書の提出を受けた日の翌日から起算して 2 日（休日を除く。）後までに開始し、入札書受付締切日をもって終了するものとする。

11 共同企業体に発注する場合の取扱い

- (1) 共同企業体の結成は、自主結成方式とする。
- (2) 入札参加資格要件は、共同企業体及び構成員それぞれについて設けるものとする。
- (3) 共同企業体の構成員は、当該対象建設工事等の他の共同企業体の構成員を兼ねることができないものとする。
- (4) その他の事項については、大分市建設工事等に係る共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（平成 8 年大分市告示第 143 号）に定めるところによる。

12 開札

- (1) 開札は、第 7 項の規定により公告した日時に行い、入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって入札した者を落札候補者として決定するものとする。
- (2) 開札の結果、入札参加者のうち落札候補者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定するものとする。
- (3) 開札に係る立会いは、大分市電子入札立会要領（平成 18 年 11 月 28 日施行）に定めるところによる。

13 落札者の決定等

- (1) 契約担当者は、前項の規定による開札を行った後、入札参加者について、競争参加資格の確認を行うものとする。
- (2) 契約担当者は、前号の規定により落札候補者が競争参加資格を有すると確認したときは、確認した日をもって当該落札候補者を落札者として決定するものとする。ただし、契約担当者は、当該競争参加資格を有しないと確認したときは、当該落札候補者を除いて予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をし、かつ、競争参加資格を有する者を落札者として決定するものとする。
- (3) 第 1 号の規定により競争参加資格を有しないと確認された者が行った入札については、これを無効とし、競争参加資格不適合通知書を送付するものとする。
- (4) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して 2 日（休日を除く。）以内に行うものとする。ただし、最低の価格で入札した者が競争参加資格を有しないと確認された場合又は積算内訳書の内容について説明を求めた場合は、この限りでない。
- (5) 契約担当者は、第 2 号による確認において、競争参加資格に疑義がある場合は、資格委員会の審査に付すものとする。

- (6) 契約担当者は、電子入札の落札者を決定したときは、入札参加者に対し、その旨を通知するとともに、当該入札結果を公表するものとする。

14 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、前項第3号の規定による通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、契約担当者に対して書面を持参することによりその説明を求めることができる。
- (2) 契約担当者は、前号の説明を求められたときは、資格委員会の議を経た上で、同号の書面の提出を受けた日の翌日から起算して8日以内に書面により回答するものとする。
- (3) 契約担当者は、説明を求めた者に競争参加資格があると認められる場合は、前項第3号の規定による通知を取り消し、前号の規定による回答と併せて、改めて競争参加資格のある旨の通知を行うものとする。この場合においては、資格委員会の議を経るものとする。

15 開札の中止又は延期

契約担当者は、競争参加資格を有する参加希望者が3社に満たない場合その他事業の推進に著しく支障を来した場合は、開札を中止し、又は延期することができる。

16 契約の保証

- (1) 落札者は、建設工事等に係る契約を締結するに当たり、規則第6条に定めるところにより契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が、規則第7条第6号又は第7号に規定する契約を締結した場合は、契約保証金の全部を免除するものとする。

17 入札の無効

規則第32条第1号から第9号までに掲げる事項のほか、同条第10号の規定により、次の各号のいずれかに該当する入札を無効とする。

- (1) 公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書又は資料を提出しなかった者のした入札
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (4) 提出期限までに積算内訳書を提出しなかった者のした入札
- (5) 積算内訳書の工事価格計又は業務価格計が、入札価格と一致していない者のした入札
- (6) 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

18 入札結果の公表

入札結果の公表は、大分市建設工事等の契約に係る入札結果等の公表に関する要綱（昭和57年11月1日施行）の定めるところによる。

19 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、大分市電子入札運用基準（平成１８年１１月２８日施行）その他市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成１８年１１月２８日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年６月１日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成２０年６月１日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成２２年４月１日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成２４年６月１日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成２５年６月１日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成２７年４月１日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成３１年４月１日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

契約担当者

殿

住 所
商 号 又 は 名 称
代表者又は受任者

⑨

年 月 日付けで公告のあった_____工事に係る
競争参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申し込みます。
なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 競争参加資格状況表
- 2 履行実績
- 3 配置予定の技術者の資格・建設工事等経験

競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

契約担当者

殿

共同企業体の名称

共同企業体 住 所

代表構成員 商号又は名称

代表者又は受任者

㊞

共同企業体 住 所

構 成 員 商号又は名称

代表者又は受任者

㊞

年 月 日付けで公告のあった _____ 工事に係る
競争参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申し込みます。

なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 競争参加資格状況表
- 2 履行実績
- 3 配置予定の技術者の資格・建設工事等経験
- 4 建設工事共同企業体協定書（写し）

競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

契約担当者

殿

住 所
商 号 又 は 名 称
代表者又は受任者

⑩

年 月 日付けで公告のあった_____委託に係る
競争参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申請します。

なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 競争参加資格状況表
- 2 履行実績
- 3 配置予定の技術者の資格・建設工事等経験

競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

契約担当者 殿

共同企業体の名称

共同企業体	住	所	
代表構成員	商号又は名称		
	代表者又は受任者		㊞
共同企業体	住	所	
構成員	商号又は名称		
	代表者又は受任者		㊞

年 月 日付けで公告のあった _____ 委託に係る
競争参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申請します。
なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 競争参加資格状況表
- 2 履行実績
- 3 配置予定の技術者の資格・建設工事等経験
- 4 共同企業体協定書（写し）

競争参加資格状況表

商号及び
代表者： _____ ㊞

項 目	内 容	添 付 書 類
大分市内にある営業所等の 状況 （市外業者の場合のみ）	所在地 営業所の名称 営業所の代表責任者	建設業許可申請書 （建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）に規定 する別記様式第 1 号をいう。） で受付印のあるもの
発注業種に係る大分県格付 け又は認定状況	等級	年度格付け又は認定通知書 の写し
年 10 月 1 日から 年 9 月 30 日まで の間の決算日を基準日とす る経営規模等評価結果通知 書・総合評定値通知書の発 注業種に係る総合評定値 (P)	点	経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書の写し
履 行 実 績	様式第 3 号（その 1）	同種工事の契約書の写し
配置予定の技術者の資格・ 建設工事等経験	様式第 4 号（その 1）	配置予定技術者の資格を証 する書類（監理技術者資格 格者証、技術検定合格証明 書等の写し）

＊発注者における注意事項 設定要件に応じ適宜内容を変更するこ
と。

競争参加資格状況表

共同企業体名

代表構成員：

印

項 目	内 容	添 付 書 類
大分市内にある営業所等の 状況 (市外業者の場合のみ)	所在地 営業所の名称 営業所の代表責任者	建設業許可申請書 (建設業法施行規則(昭和24 年建設省令第14号)に規定 する別記様式第1号をいう。) で受付印のあるもの
発注業種に係る大分県格付 け又は認定状況	代表構成員 級 その他の構成員 級	年度格付け又は認定通知 書の写し
年10月1日から 年9月30日まで の間の決算日を基準日とす る経営規模等評価結果通知 書・総合評定値通知書の発 注業種に係る総合評定値(P)	代表構成員 点 その他の構成員 点	経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書の写し
履 行 実 績	様式第3号(その1)	同種工事の契約書の写し
配置予定の技術者の資格・ 建設工事等経験	様式第4号(その1)	配置予定技術者の資格を証す る書類(監理技術者資格者証、 技術検定合格証明書等の写し)

*発注者における注意事項 設定要件に応じ適宜内容を変更すること。

競争参加資格状況表

商号及び
代表者： ㊞

項 目	内 容	添 付 書 類
大分市内にある営業所等の 状況 (市外業者の場合のみ)	所在地 営業所の名称 営業所の代表責任者	
発注業種に係る大分市の 認定状況		
履 行 実 績	様式第 3 号（その 2）	契約書等の写し及び参加要件 に係る履行内容が分かる書類
配置予定の技術者の資格・ 建設工事等経験	様式第 4 号（その 2）	配置予定技術者の資格を証 する書類等

＊発注者における注意事項 設定要件に応じ適宜内容を変更するこ
と。

競争参加資格状況表

共同企業体名
代表構成員： ㊞

項 目	内 容	添 付 書 類
大分市内にある営業所等の 状況 (市外業者の場合のみ)	所在地 営業所の名称 営業所の代表責任者	
発注業種に係る大分市の 認定状況	代表構成員 その他の構成員	
履 行 実 績	様式第 3 号（その 2）	契約書等の写し及び参加要件 に係る履行内容が分かる書類
配置予定の技術者の資格・ 建設工事等経験	様式第 4 号（その 2）	配置予定技術者の資格を証 する書類等

＊発注者における注意事項 設定要件に応じ適宜内容を変更するこ
と。

商号及び代表者： (印)

- 1 記載する工事は、年度以降に元請として完成し、引渡しが済んでいる同種工事のうち規模の大きいものから件を記載すること。
- 2 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30パーセント以上のものに限る。
- 3 共同企業体の場合は、代表構成員のみ作成すること。
- 4 記載した工事の契約書の写しを添付すること。

*発注における注意事項 当該工事と同種の工事の施工実績について適格に判断できる必要最小限の項目を認定すること。

履 行 実 績

商号及び代表者： _____ ⑩

委託名称等	委 託 名 称			
	発 注 機 関 名			
	履 行 場 所			
	契 約 締 結 日			
	契 約 金 額	千円		
	履 行 期 間	年 月 ～ 年 月		
	受 注 形 態 等	単体／共同企業体（出資比率）		
委託概要	工 法 ・ 設 計 内 容			
	規 模 ・ 寸 法			

- 1 記載する業務委託は、 _____ 年度以降に元請として履行し、引渡しが済んでいる同種業務のうち規模の大きいものから _____ 件を記載すること。
- 2 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30パーセント以上のものに限る。
- 3 共同企業体の場合は、代表構成員のみ作成すること。
- 4 記載した業務委託の契約書の写しを添付すること。

*発注における注意事項

当該業務委託と同種の業務委託の履行実績について適格に判断できる必要最小限の項目を認定すること。

氏名

生年月日

所属会社

商号及び代表者

免許・資格等（最初に取得した年月日を記入）

免許・資格名	取得年月日

* 免許・資格者証の写しを添付すること（更新があれば最新のもの）

	契約日	契約金額 (千円)	工 事 名	施 工 場 所	発 注 機 関 名	従 事 役 職	工 事 概 要 構 造 形 式 規 模 等
				工 期	受 注 形 態		
				施 工 業 者			
					単体・共同企業体 出資比率(%)		
					単体・共同企業体 出資比率(%)		
					単体・共同企業体 出資比率(%)		
					単体・共同企業体 出資比率(%)		
					単体・共同企業体 出資比率(%)		
					単体・共同企業体 出資比率(%)		

- 1 年度（契約日基準）以降に、入札参加希望者要件に該当する施工実績（元請けとして完成し、引渡しが進んでいるもの）のうち、規模の大きいものから最高 件まで記入し、その中で最大規模のものについて契約書等の写し及び施工内容・規模等が判明できる書類（CORINSの写でも可）を添付する。
- 2 会社との雇用関係のわかるもの（保険証の写し等）を添付すること。
- 3 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が パーセント以上のものに限る。
- *発注における注意事項 公告において明示した当該工事と同種の工事の施工実績についての確に判断できる必要最小限の項目を認定すること。

商号及び代表者

⑨

氏 名	
生年月日	
所属会社	

免許・資格等（最初に取得した年月日を記入）	
免許・資格名	取得年月日

＊免許・資格者証の写しを添付すること（更新があれば最新のもの）

	契約日	契約金額 (千円)	委 託 業 務 名	履 行 場 所	発 注 機 関 名	従 事 役 職	委 託 業 務 概 要 工 法・設 計 内 容 等
				履 行 期 間	受 注 形 態		
				履 行 業 者			
					単体・共同企業体 出資比率(%)		
					単体・共同企業体 出資比率(%)		

- 1 年度（契約日基準）以降に、入札参加希望者要件に該当する履行実績（完了しているもの）のうち、規模の大きいものから最高 件まで記入し、
その中で最大規模のものについて契約書等の写し及び履行内容模等が判明できる書類（TECRISの写でも可）を添付する。
- 2 会社との雇用関係のわかるもの（保険証の写し等）を添付すること。
- 3 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が パーセント以上のものに限る。

＊発注における注意事項 公告において明示した当該業務委託と同種の業務委託の履行実績についての的確に判断できる必要最小限の項目を認定すること。